

【感染症情報】フィリピンにおける新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の対応について（その45：コミュニティ隔離措置の変更等）

[在フィリピン日本国大使館](#)

2020/5/29, Fri 15:01

Message body

●5月28日、フィリピン政府は、6月1日からのフィリピン各地におけるコミュニティ隔離措置を変更することを発表しました。

【本文】

1 5月28日、フィリピン政府は、6月1日からのフィリピン各地におけるコミュニティ隔離措置を次のとおり変更することを発表しました。

ア 一般的なコミュニティ隔離措置（GCQ）を課す地域

- ・ マニラ首都圏全域
- ・ イロコス地域（地域1）のパンガシナン州
- ・ カガヤンバレー地域（地域2）全域（カガヤン州、イサベラ州、キリノ州、ヌエバ・ビスカヤ州、バタネス州、サンティアゴ市）
- ・ 中部ルソン地域（地域3）全域（アウロラ州、バターン州、ブラカン州、ヌエバ・エシハ州、パンパンガ州、タルラック州、サンバレス州、アンヘレス市、オロンガポ市）
- ・ カラバルソン地域（地域4A）全域（バタンガス州、カビテ州、ラグーナ州、ケソン州、リサール州、ルセナ市）
- ・ ビコール地域（地域5）のアルバイ州
- ・ ダバオ市

イ 修正を加えた一般的なコミュニティ隔離措置（MGCQ）を課す地域： 上記ア以外の全地域

2 コミュニティ隔離措置のレベルに応じた具体的措置内容については、下記リンク先の「フィリピンにおけるコミュニティ隔離措置に関するオムニバス・ガイドライン」や分野別のガイドラインを参照してください。

3 特定のコミュニティ隔離措置のレベルに指定された地域であっても、市やバラングイの単位でより厳しい隔離措置が課される場合もあります。滞在されている地域の地方行政機関の発表にも十分に注意し、それぞれの地域の条例、指示等に従って、トラブルを避けるように努めてください。

4 5月29日、フィリピン入国管理局は、入国管理局での各種申請について、オンライン予約制を導入することを公表しました。詳細については、下記のリンク先の5月29日付けアドバイザリーを参照してください。

5 在留邦人及び短期渡航者の皆様におかれては、感染予防に万全を期すとともに、上記のようなコミュニティ隔離措置に関する最新情報のほか、感染状況、医療事情、航空便、入国に係る規制（検査・検疫措置を含む。）等に関する最新情報にも、引き続き注意してください。

●新興感染症に関する省庁間タスクフォース（IATF）
（フィリピン政府新型コロナウイルス感染対策ウェブサイト）

<https://www.covid19.gov.ph/issuances/>

(5月27日付け IATF 決議第 40 号 (各コミュニティ隔離措置の対象地域については、本文記載の大統領決定前のもの))

<https://www.covid19.gov.ph/wp-content/uploads/2020/05/IATF-Resolution-No.-40.pdf>

(5月22日付け「フィリピンにおけるコミュニティ隔離措置に関するオムニバス・ガイドライン」)

<https://www.officialgazette.gov.ph/2020/05/22/omnibus-guidelines-on-the-implementation-of-community-quarantine-in-the-philippines-2/>

- フィリピン運輸省

(陸上交通に関するガイドライン)

<http://dotr.gov.ph/55-dotrnews/1558-read-as-various-areas-in-the-country-prepares-to-shift-from-modified-enhanced-community-quarantine-mecq-to-general-community-quarantine-gcq-the-new-normal.html>

- フィリピン保健省

(職場復帰に係る暫定ガイドライン)

<https://www.doh.gov.ph/sites/default/files/health-update/dm2020-0220.pdf>

(保健省ホットライン)

- ・マニラ首都圏在住者専用医療相談ホットライン：(02) 8424-1724 又は (02) 7798-8000
- ・新型コロナウイルス感染症ホットライン：(02) 8942-6843 又は 1555 (注：後者は4桁のみでつながります。)

- フィリピン貿易産業省及びフィリピン労働雇用省

(職場における COVID-19 の予防と管理に係る暫定ガイドライン)

https://dtiwebfiles.s3-ap-southeast-1.amazonaws.com/COVID19Resources/Issuances+from+other+agencies/010520_DTI_DOLE_Guidelines_Workplace_Prevention_Control_COVID19.pdf

- フィリピン貿易産業省

(ビジネス継続計画ガイド)

<http://www.bps.dti.gov.ph/index.php/press-releases/24-2020/219-dti-bps-releases-business-continuity-guide>

- フィリピン観光省

(観光省地域オフィス連絡先) http://www.tourism.gov.ph/regional_offices.aspx

(注：国際空港へのアクセスが困難な外国人へのフィリピン政府による支援については、在フィリピン日本大使館ホームページ【3/20付 領事班からのお知らせ】https://www.ph.emb-japan.go.jp/itpr_ja/11_000001_00050.html も参考にしてください。)

(観光省フェイスブック)

<https://www.facebook.com/DepartmentOfTourism/>

(注：営業中のホテル等についての情報も掲載されています。)

- フィリピン入国管理局

<https://www.facebook.com/officialbureauofimmigration/>

<http://immigration.gov.ph/>

(5月29日付けアドバイザリー：オンライン予約制の導入について)

http://www.immigration.gov.ph/images/Advisory/2020/05_May/2020May29_advisory.pdf

- 日本国厚生労働省

(新型コロナウイルス感染症関係)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

(問い合わせ窓口)

○在フィリピン日本国大使館

住所：2627 Roxas Boulevard, Pasay City, Metro Manila

電話：（市外局番 02）8551-5710

（邦人援護ホットライン）（市外局番 02）8551-5786

FAX：（市外局番 02）8551-5785

ホームページ：http://www.ph.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

○在ダバオ日本国総領事館

住所：4th Floor, B.I. Zone Building, J.P. Laurel Avenue, Bajada, Davao City 8000

電話：（市外局番 082）221-3100

FAX：（市外局番 082）221-2176

ホームページ：https://www.davao.ph.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

○在セブ領事事務所

住所：7th floor, Keppel Center, Samar Loop cor. Cardinal Rosales Ave., Cebu Business Park, Cebu City

電話：（市外局番 032）231-7321

FAX：（市外局番 032）231-6843